



2026年7月15日

各 位

会 社 名 株式会社トランザクション・メディア・
ネットワークス
代表者名 代表取締役社長 大高 敦
(コード番号:5258 東証グロース市場)
問合せ先 取締役副社長 小松原 道高
(TEL. 03-3517-3800)

第7回新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び出向取締役を除く。）に対し、下記のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本新株予約権は公正価値により有償で発行するものであり、特に有利な条件による発行には該当しないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権の割当てに関する決議につきましては、割当対象となる取締役は特別利害関係人に該当するため、自らを割当対象とする決議に参加しておりません。なお、本新株予約権が行使された際には、当社が保有する自己株式を充当する予定です。

記

I 新株予約権を発行する理由

本新株予約権は、当社取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び出向取締役を除く。）が、中長期的な企業価値向上へのコミットメントをより明確に示すことを目的として、有償にて発行するものです。

本制度の活用により現取締役の自社株式保有を促進し、将来的には現経営陣が発行済株式総数の一定割合（※1）を保有する主要な株主の一員となることを目指します。これにより、株主の皆様とより強固に利害を共有し、業績拡大に向けた意欲を一層高めてまいります。

本新株予約権には、一般的な有償ストック・オプションと異なり、行使価額修正条項が規定されております。これは過去、取締役向けに発行した有償新株予約権（第1回及び第3回）が、いずれも行使条件未達により失効し、自社株式の保有が進まなかった状況も踏まえ、株価の変動に左右されることなく、取締役が継続的に自社株式を取得し、株主としての視点を持ち続ける機会をより確実に確保することで、本制度の実効性を高めることを企図したものです。

本新株予約権の具体的な修正条項の内容は、以下の通りです。

原則として、行使価額は権利行使時の市場株価（行使請求日の終値）に修正されます。ただし、修正後の行使価額が当初行使価額（438円）を下回ることではなく、当初行使価額を上回る方向にのみ修正されます。また、一定の業績条件（※2）を達成した場合には、行使価額は当初設定した価額（438円）に固定され、以後の時価修正は行われません。

当該スキームを採用した理由は、以下の効果を期待しております。

本新株予約権は、過去のストック・オプションが失効し、目的としていた取締役の自社株式保有が進まなかった経緯を踏まえ、取締役が自社株式を取得する機会をより確実に確保し、株主としての視点を持ち続けることを重視しております。

この目的を実効的に達成するため、修正後の行使価額については、権利行使時の市場株価（終値）にプレミアムを付さない設計といたしました。取締役が市場で株式を購入するのと実質的に同等の条件で自社株式を取得できるようにすることで、株価の変動に左右されずに継続的な自社株保有を促進するためです。

これにより、業績条件を達成するまでは本新株予約権の行使による経済的利益は限定的となりますが、自社株保有を通じて経営への当事者意識を高めるという目的の達成を目指します。

その上で、本制度の根幹である業績条件（※2）を達成した際には、行使価額が当初の価額に固定されます。これにより、業績の伸長とそれに伴う株価上昇が、企業価値向上への貢献に対する直接的かつ強力なインセンティブとして機能し、取締役の業績達成に向けた意欲を最大限に高めることを企図しております。

本新株予約権がすべて行使された場合、最大で発行済株式総数の約 6.75%に相当する株式の希薄化が生じる可能性があります。しかしながら、上記のとおり、本新株予約権は業績目標の達成を強く動機づける設計となっております。この業績条件（※2）は、現在当社で策定を進めている次期中期経営計画等における将来的な事業計画の見通しを基に、当社の持続的な成長を実現する上で達成すべき目標として設定いたしました。

本新株予約権の割当対象者である取締役4名は、それぞれの担当領域において事業戦略の執行を担う中心的な役割を担っており、本制度は、割当対象者に対し、業績条件達成への強いインセンティブを与えることで、その職責を全うし、業績を大きく伸長させることへの動機付けを最大化するものです。これによりもたらされる企業価値の増大は、株式の希薄化による影響を十分に上回るものであり、株主の皆様の利益にも資するものと確信しております。

以上の理由から、本新株予約権の発行は合理的であると判断いたしました。

※1. 役付取締役は持株比率1%程度、うち最低1名は2%程度を保有し大株主上位10位以内に入ることを目指します。

※2. 2028年3月期から2030年3月期のいずれかの期において、売上高226.7億円または営業利益20億円を超過した場合。詳細は「Ⅱ 第7回新株予約権の発行要領 4.（3）②」をご参照ください。

Ⅱ 第7回新株予約権の発行要領

1. 本新株予約権の名称

第7回新株予約権

2. 本新株予約権の総数

25,000 個とする。

本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式2,500,000株とし、下記4.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、520円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルート・コンサルティングが、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額であり、有利発行には該当しない。

4. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他

これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行にかかる当社取締役会決議日の前取引日である2026年7月14日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である金438円（以下、「当初行使価額」という。）とする。ただし、下記（3）により修正が行われるものとする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 行使価額の修正

① 行使価額は、新株予約権者による本新株予約権の行使請求が行われる都度、行使請求日（以下「修正日」という。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）に修正される（以下、「修正後行使価額」という。）。ただし、修正後行使価額が当初行使価額を下回る場合は、修正後行使価額は当初行使価額とする。

② 上記①に関わらず、2028年3月期乃至2030年3月期において、当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載された売上高または営業利益が、下記(a)から(b)に掲げる条件のいずれかを満たした場合には、行使価額は当初行使価額に修正され、以後上記①による修正は行わないものとする。なお、当該条件の判定にあたっては、当社の有価証券報告書に記載された数値を用いるものとし、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象（注）が発生し、連結損益計算書等の数値を直接参照することが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で別途参照すべき指標を当社取締役会が定めることができるものとし、当該連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に本新株予約権にかかる株式報酬費用が発生した場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。なお、当該行使価額修正は、業績条件を達成することとなる事業年度にかかる有価証券報告書の提出日の翌日から適用するものとする。

(a) 売上高が226.7億円を超過した場合

(b) 営業利益が20億円を超過した場合

(注) 企業買収等の影響の調整に関する考え方

1. 調整を行う場合の想定

「業績に多大な影響を及ぼす企業買収」とは、例えば、将来の成長への貢献やシナジー創出が期待でき、中長期的な企業価値向上に資する M&A であると判断されるものの、買収に伴うのれん償却や一時的な統合費用等により、短期的に連結業績（売上高・営業利益）にマイナスの影響が及ぶ場合などを想定しております。

このような場合に、業績目標の達成評価において当該企業買収等の影響を機械的に反映させると、本来行うべき中長期的な成長投資を躊躇させるインセンティブとして働きかねません。そのため、取締役会が、当該企業買収等が株主共同の利益に資するものであると判断した場合に、その影響を合理的な範囲で調整（主にマイナスの影響を排除）することが、本ストック・オプションの趣旨に合致すると考えております。

2. 経営判断への影響について

企業買収等の重要な経営判断は、本新株予約権の行使条件達成という個別のインセンティブとは独立して、あくまで当社グループ全体の持続的な成長と企業価値の最大化という観点から、取締役会において審議・決定されます。

本新株予約権の付与対象外である独立社外取締役も含む取締役会において、その監督機能のもと、特定の役員の利益に偏ることなく、株主の皆様の共同の利益に資するよう、客観的かつ公正に意思決定が行われる体制を確保しております。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2026年8月1日から2035年7月31日までとする。

(5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、委任型執行役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5. 新株予約権の割当日

2026年7月31日

6. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記4.(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)(3)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記4.(4)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(4)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記4.(5)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4.(7)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記6に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2026年8月7日

10. 新株予約権の割当てを受ける者及び数

当社取締役4名 25,000個

以上